

令和2年12月10日

令和3年度税制改正大綱理事長コメント

一般社団法人 不動産流通経営協会
理事長 山代 裕彦

今回の税制改正大綱では、内需の柱である不動産・住宅市場について、新型コロナウイルス感染拡大で大きな影響を被っているわが国経済の足元をしっかりと固めていくための当面の対応として、土地の固定資産税の評価替えに伴い税額が上昇する土地についての税額の据置措置、特別特例取得に関わる住宅ローン控除期間の3年間延長の特例の適用期限の1年延長、そして住宅取得等資金贈与の現行の非課税額を維持する措置が盛り込まれた。これらの施策は、目下の重要な課題である経済再生の大きな支えになるものと評価する。大綱の策定にご尽力をいただいた政府・与党の関係者の皆様に厚くお礼申し上げたい。

また、ローン控除期間の3年間延長の特例の対象となる住宅について、住宅ローン減税等の最低床面積要件を40m²に引き下げる措置が併せて盛り込まれた。このことは、世帯構成や暮らし方の変化に伴い拡大するコンパクトマンションニーズなど、顧客の多様なニーズが充足される厚みのある市場に向けた発展を一步前進させるものと期待している。

当協会は本年に設立50周年を迎え、これを機に、不動産流通業が目指すべき市場の姿について考え、市場の発展に向けた具体的な提案を「FRK提言2020」として取り纏めた。内需の牽引役である不動産市場において、既存住宅流通市場に期待される役割が益々増大するなか、その活性化に向けて、目指すべき市場の姿を実現すべく鋭意取り組んでまいる所存であり、税制・法制等の政策面での支援を引き続きお願いいたしたい。

以上